

指 名 停 止 情 報

令和8年1月23日

指名停止業者名	所 在 地	指 名 停 止 の 期 間	指 名 停 止 の 理 由	要領適用条項
日本交通技術株式会社 名古屋支店	愛知県名古屋市中村区 椿町14-13	令和8年1月26日から 令和9年1月25日まで (12箇月)	公正取引委員会は、稲沢市を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取り制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、違反事業者6者を公表するとともに、日本交通技術株式会社始め5者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。	第3条第1項 別表2-4 及び 第5条第3項
丸栄調査設計株式会社 名古屋支店	愛知県名古屋市中区丸の内3-5-2 ミュゼット丸の内601号室	令和8年1月26日から 令和9年1月25日まで (12箇月)	したがって、違反事業者の内、本市の入札参加資格を有する日本交通技術株式会社名古屋支店始め5者に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行うもの。	
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社	愛知県名古屋市中村区 名駅5-33-10	令和8年1月26日から 令和8年7月25日まで (6箇月)		
大日コンサルタント株式会社中日本支社	愛知県名古屋市中村区 名駅5-27-13	令和8年1月26日から 令和8年7月25日まで (6箇月)		
株式会社トーニチコンサルタント中部支社	愛知県名古屋市中区葵 1-20-22	令和8年1月26日から 令和8年7月25日まで (6箇月)		